

取引参加料金の見直しについて

2024年10月30日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

当取引所では、取引参加者が納入する取引参加料金の料金体系について、1989年4月に、取引参加者の経費負担の軽減や売買の活性化を目的に改正を行って以降、現在まで当該料金体系を継続しています。

しかしながら、その後の取引参加者各社のビジネスモデルや会社形態の多様化、当取引所市場における株券の売買の状況等、当取引所及び取引参加者を取り巻く環境が大きく変化していることに鑑み、料金体系の在り方をより適切なものに見直すこととし、今般、資本金と売買代金のみを料金算出の基準としている現行の料金体系から、取引参加者が当取引所を利用する度合いを、様々な要素を偏りなく基準として採り入れて料金を算出する料金体系とすることとします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 取引参加料金の 現行の料金区分 の廃止	・ 現行の取引参加料金は、「定額参加料金」及び「定率参加料金」に区分され、「定額参加料金」は資本金を、株券に係る「定率参加料金」は売買代金を算出基準としていますが、当該区分を廃止し、取引参加者のビジネスモデルやその事業活動の規模等に係る、2. に記載の複数の基準項目により算出することとします。	※取引参加料金の総額に対し、各基準項目の構成比率が概ね10～15%となるように設定します。
2. 料金区分及び算 出基準	・ 取引参加料金は、基本料及び利用料に区分することとし、取引参加者は、各区分における金額の合計額を納入するものとします。 ・ 取引参加料金の額は、各基準項目に係る毎年12月末現在の取引参加者の状況に基づき算出し、翌年4月から当該算出金額を毎月納入するものとします。	
(1) 基本料	・ 基本料は月額10万円に、以下の基準項目により算出した金額を加算した額とします。	※基本料は、当取引所市場におけるインフラや各種サービスを利用するための料金として固定的に負担いただく料金とします。

項 目	内 容	備 考																							
① 営 業 所 の 所 在 地	・ 名古屋市に営業所を有する取引参加者は月額15万円を加算することとします。	・ 「主幹事取引参加者としての業務を行う場合」とは、取引参加者が、当取引所又は他の金融商品取引所において、幹事取引参加者として有価証券の上場適格性に係る調査体制の整備の確認が行われた場合又はその確認中である場合をいい、当該業務を行っていないことが明らかである場合を除きます。																							
② 業 務 の 範 囲	・ 次に掲げる場合の区分に応じた額を加算することとします。 a. 引受取引参加者（金融商品取引法第2条第6項に規定する引受人となる取引参加者をいいます。）としての業務を行う場合は、月額10万円 b. 主幹事取引参加者（株券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る株券の発行者又は売出人と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者として当該発行者又は売出人から指名された取引参加者をいいます。）としての業務を行う場合は、前 a に定める額に加え、月額40万円																								
③ 株 主 資 本 の 額	・ 次に掲げる取引参加者の株主資本の額の区分に応じた額を加算することとします。 <table><tr><th>株主資本の額</th><th>月 額</th></tr><tr><td>10億円未満</td><td>1 万円</td></tr><tr><td>10億円以上 25億円未満</td><td>2 万円</td></tr><tr><td>25億円以上 50億円未満</td><td>3 万円</td></tr><tr><td>50億円以上 75億円未満</td><td>4 万円</td></tr><tr><td>75億円以上 100億円未満</td><td>5 万円</td></tr><tr><td>100億円以上 250億円未満</td><td>6 万円</td></tr><tr><td>250億円以上 500億円未満</td><td>7 万円</td></tr><tr><td>500億円以上 750億円未満</td><td>8 万円</td></tr><tr><td>750億円以上1,000億円未満</td><td>9 万円</td></tr><tr><td>1,000億円以上2,000億円未満</td><td>10万円</td></tr><tr><td>2,000億円以上</td><td>10万円に1,000億円未満を増す毎に10万円加算</td></tr></table>		株主資本の額	月 額	10億円未満	1 万円	10億円以上 25億円未満	2 万円	25億円以上 50億円未満	3 万円	50億円以上 75億円未満	4 万円	75億円以上 100億円未満	5 万円	100億円以上 250億円未満	6 万円	250億円以上 500億円未満	7 万円	500億円以上 750億円未満	8 万円	750億円以上1,000億円未満	9 万円	1,000億円以上2,000億円未満	10万円	2,000億円以上
株主資本の額	月 額																								
10億円未満	1 万円																								
10億円以上 25億円未満	2 万円																								
25億円以上 50億円未満	3 万円																								
50億円以上 75億円未満	4 万円																								
75億円以上 100億円未満	5 万円																								
100億円以上 250億円未満	6 万円																								
250億円以上 500億円未満	7 万円																								
500億円以上 750億円未満	8 万円																								
750億円以上1,000億円未満	9 万円																								
1,000億円以上2,000億円未満	10万円																								
2,000億円以上	10万円に1,000億円未満を増す毎に10万円加算																								
(2) 利用料	・ 月額の利用料は、以下の基準項目により算出した金額の合計額とします。	※利用料は、当取引所市場におけるインフラや各種サービスの利用度合いを、取引参加者の事業活動の規模の拡張																							

※利用料は、当取引所市場におけるインフラや各種サービスの利用度合いを、取引参加者の事業活動の規模の拡張

項 目	内 容	備 考
① 登録外務員 の数 ② 営業所の数 ③ 預かり資産 の額	- 取引参加者の登録外務員の数に対し1人当たり90円として算出することとします。 - 取引参加者の本店及び支店の数に対し1店当たり5,000円とし、その他の営業所については、1か所当たりその半額として算出することとします。 - 取引参加者の預かり資産の額に対し1,000億円未満の場合は1,000円とし、1,000億円以上の部分については1,000億円未満の額を増すごとに1,000円ずつ加算して算出することとします。	に相関して変動的に負担いただく料金とします。
3. その他 (1) 合併等における 取扱い (2) 取引参加料 金の納入日 (3) その他	- 合併又は事業の譲渡、譲受け若しくは承継（以下「合併等」といいます。）が行われた場合の取引参加料金は、当該取引参加者からの申告に基づく、合併等が行われた月の月末現在における状況により算出することとします。 - 取引参加料金は、毎月20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げます。）に当月分を納入するものとします。 - その他所要の改正を行います。	- 合併等により新たに算出した取引参加料金は、合併等の効力発生日の属する月の翌月から適用することとします。 - 過誤のある注文により成立した売買の取消料の額は、現行と同様に、取り消された取引の売買代金等に改正前の定率参加料金の算出で適用する徴収標準率を乗じて算出することとします。 - 取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の取引参加料金は、日割をもって計算することとします。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・2025年4月1日から実施し、同年4月20日に納入される取引参加料金（同年4月分）から適用します。
- ・ただし、今回の見直しによる取引参加料金の急激な変動を緩和するため、2025年4月から2027年3月までの2年間に限り、当月における取引参加料金の額を以下に定める額とします。
 - ①2025年4月分から2026年3月分までは、改正後の2.により算出した金額に0.3を乗じた金額と、改正前の定額参加料金及び定率参加料金

として当月に納入する額に相当する額に0.7を乗じた金額との合計額とします。ただし、2025年4月20日に納入する取引参加料金について
の後段の計算は、改正前の定額参加料金として当月に納入する額に相当する額に0.7を乗じた金額及び改正前の定率参加料金として当月に
納入する額の合計額とします。

②2026年4月分から2027年3月分までは、改正後の2.により算出した金額に0.6を乗じた金額と、改正前の定額参加料金及び定率参加料金
として当月に納入する額に相当する額に0.4を乗じた金額との合計額とします。

以 上